

上山市廃棄物処理の沿革

年・月・日	内 容
昭和	
29・10	1町5カ村による町村合併により上山市が誕生。当時の処理は、手引荷車により特別清掃区域内（本庁地区、ただし長清水、三本松、弁天、四ツ谷を除く）の収集を実施し、町内で焼却
31・1	ごみ収集車としてトラック（トヨエース1t車）を購入
34・9	仙石橋左岸の市営じん芥焼却場より出火し、焼失
11	泉川地内（旧衛生プラント敷地内）にごみ焼却場が完成 2基の焼却炉で1日11tを処理
35・5	ごみ収集車（ダイハツ1.5t三輪車）を増車し、手引荷車を廃止
37・10	し尿処理場が泉川地内に完成、1日処理能力18kl
41・4	し尿処理場13klを増設（1日処理能力31kl）
42・5	ごみ焼却場（1日20t処理能力）が旧衛生プラント敷地内に完成 11t炉は使用中止
44・6	ごみ収集の迅速化を図るため、ステーション方式を採用
46・7	し尿処理場15klを増設工事（1日処理能力46kl） 廃棄物埋立場を古屋敷地内に設置 総面積20,000㎡、埋立容量78,500㎥
47・4	2分別（可燃、不燃）を実施 不燃ごみについて、全市内の収集を民間業者に委託
48・4	可燃ごみについて、全市内の収集を民間業者に委託
48・4・1	一般廃棄物収集運搬業の許可 北方清掃、上山清掃、恭栄、ミツワ企業 浄化槽清掃業の許可 上山清掃
50・2	上山市クリーンセンターが高野地内に完成 1日50t処理能力のごみ焼却場
4	可燃ごみの収集袋をそれまでのポリ袋から紙袋・段ボールに変更 市内全域の不燃ごみ収集を月2回とする。
6	市内全域の可燃ごみ収集を週2回とする。
56・11	公共下水道供用開始
57・6・1	一般廃棄物収集運搬業の許可 ドリーム・アート
59・5・1	一般廃棄物収集運搬業の許可 エヌイーエスコポレーション
59・12	農業集落排水処理施設（仙石）供用開始
62・2	衛生プラント施設の老朽化により、生し尿及び浄化槽汚泥の効率的処理 と公共下水道浄水センターとの一体化を推進するため、検討委員会を設置
63・4	農業集落排水処理施設（糸目・金生）供用開始
63・4・1	一般廃棄物収集運搬業の許可 県南工業

6 3 ・ 5	3 分別（可燃、不燃、粗大）を実施
6 3 ・ 1 2	粗大ごみの収集を市内全域月 1 回で開始
～平成元年 8 月	久保川廃棄物処分場（許可は得ていない）を効率的に運用するため、古屋敷埋立場にすでに埋立て処分し安定化した物及び土砂を運搬埋立（古屋敷埋立場の延命化を図る。）
平成 4 年	
3. 6	廃棄物広域処理推進協議会（山形市・上山市・山辺町・中山町）設立
4. 1	山形広域環境事務組合を設立
	生ごみ処理容器（コンポスター）購入者への補助制度の設定
4. 4	資源回収団体に対する奨励金の交付要綱制定
4. 8	上山市ごみ問題対策懇談会を設置
4. 9	4 分別（可燃、不燃、粗大、プラ）を実施
	不燃ごみのうち廃プラスチック類について分別収集を開始
	生ごみ処理容器（コンポスター）の斡旋を実施
4. 1 0	衛生組合で不燃物専用袋（缶、ビン、プラ）の斡旋を実施
	立谷川リサイクルセンターの起工式
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正 （平成 4 年 1 0 月 5 日法律第 9 5 号）
	①廃棄物の減量化・再生の推進
	②廃棄物の適正処理の確保
	③処理施設の確保
平成 5 年	
4. 1	山形広域環境事務組合に 3 名の職員を派遣
	農業集落排水処理施設（小穴）供用開始
7. 4	上山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同条例施行規則の改正
	①一般廃棄物と合わせて処理できる産業廃棄物の受け入れの中止
	②事業系一般廃棄物の処理手数料を 1 0 kg につき 3 6 円を 7 0 円に改定（クリーンセンター）
	③廃棄物減量等推進員の設置規定
8. 1	し尿汲み取り料金の改定（上山清掃）
	1 8 l あたり、1 1 8 円から 1 6 0 円に。 （議会文教厚生常任委員会了承）
1 0. 1	雑誌類相場暴落のため上山資源回収奨励金を資源回収業者にも交付 （新聞・雑誌・段ボールに限定。資源回収団体が実施したものに限る。）
1 0 月	古屋敷埋立場調査測量及び設計委託（敷地測量・設計・地質調査）
	擁壁工事
1 1 月	段ボールの資源回収を実施
	クリーンセンター入り口に資源回収ステーションの設置 （新聞、雑誌、段ボール）
	市内商店会での資源回収実施（新丁・中十日町・沢丁・石崎）

平成6年		
1. 1 8	各地区衛生組合長に対して新年度の処理方針を説明	
	①ごみ収集日の変更を実施	
	(1) 不燃、粗大ごみについても曜日による収集	
	(2) ビニール類とビン缶類をそれぞれ違う日に収集	
	②段ボール収集の取りやめ(資源として回収)	
	③ごみ専用袋(透明ビニール)の導入	
2月	上記の内容について全地区を対象に座談会を開催	
10月	指定袋(7分別用)制度を導入(紙袋は7年3月末まで使用可)	
	古屋敷埋立場道路擁壁工事	
平成7年		
1～3月	7分別(もやせる、プラスチック類、ビン・カン、雑貨品・小型廃家電類、埋立、水銀含有、粗大)の地区説明会実施	
4. 1	リサイクルリレーセンター稼動	
	山形広域環境事務組合 立谷川リサイクルセンター稼動	
	7分別を実施	
	古屋敷埋立場への市民の搬入禁止	
	一般廃棄物処理手数料の新設	
	①不燃性ごみ等の処分 10kgにつき	100円
	②水銀含有ごみ等の無害化处理 1kgにつき	250円
	産業廃棄物処理手数料の新設	
	①不燃性ごみ等の処分 10kgにつき	100円
	②水銀含有ごみ等の無害化处理 1kgにつき	250円
4月	上山市廃棄物減量等推進審議会を設置	
平成8年		
2月	汚泥浄化センター 工事着工	
4. 1	農業集落排水処理施設(思川)供用開始	
5～6月	粗大ごみ収集(戸別収集、有料化)について地区説明会実施	
7. 1	粗大ごみの戸別収集実施	
	生ごみ処理容器補助対象にEMボカシ容器を追加	
10. 1	粗大ごみの有料化実施	
10月	汚泥浄化センター 工事完成、供用開始	
	生し尿を山形市へ処理委託	
12月	古屋敷埋立場残容量測量調査	
	埋立容量を変更 59, 422m ³	
平成9年		
4. 1	し尿汲み取り料金の改定(上山清掃)	
	①180ℓまで1,600円(税別)	
	②180ℓを越える分18ℓにつき160円(税別)	

平成 9 年		
10 月		古屋敷埋立場道路付替工事・擁壁工事
平成 10 年		
4 月		古屋敷埋立場への焼却灰の搬入停止
9 月		古屋敷埋立場観測井戸設置工事 地下水観測調査実施
平成 11 年		
4. 1		山形広域環境事務組合に 4 名の職員を派遣（1 名増員）
5 月		埋立ごみを 2 つに分別（指定袋は同じ：茶） ①陶磁器くず、ガラスくず、磁気テープを限定し古屋敷埋立場に。 ②その他は、山形環境事業株式会社に埋立処理を委託
7. 1		汚泥浄化センター 汚泥焼却炉改修工事開始
10. 1		生ごみ処理容器購入補助に電気式（5,000 円／台）を追加
11. 1		8 分別（新たにペットボトルを分別収集）を実施
11 月		農業集落排水処理施設（宮川）供用開始
12 月		古屋敷埋立場水質検査 古屋敷埋立場覆土工事
平成 12 年		
1 月		汚泥浄化センター 汚泥焼却炉改修工事完了
2 月		汚泥浄化センター「ダイオキシン対策特別措置法」により特定施設の届出
6. 22		電気式生ごみ処理機の購入補助を 10,000 円／台に変更
7. 1		一般廃棄物の処理手数料の改定 ごみ、粗大ごみ等の焼却処分 10kg につき 70 円を 100 円
8. 1		一般廃棄物収集運搬業の許可 後藤実業
10. 1		し尿汲み取り料金の改定（上山清掃） ①180ℓまで 1,800 円（税別） ②180ℓを越える分 18ℓにつき 180 円（税別）
10. 12		立谷川リサイクルセンターで火災発生（粗大ごみピット）
10. 15		立谷川リサイクルセンターで火災発生 （粗大ごみピット 12 日の残り火と考えられる）
10. 20		立谷川リサイクルセンターで火災発生（プラスチック減容室） 以上搬入規制はなし（破碎系は被害なし 直投で対処）
10 月		古屋敷埋立場覆土工事
11 月		古屋敷埋立場水質検査
平成 13 年		
3. 26		山形広域環境事務組合で新ごみ処理施設の建設地を半郷に選定
3. 31		古屋敷埋立場への埋立を終了
4. 1		埋立ごみを 2 → 1 つに変更し、全量を山形環境事業株式会社に処理委託 家電リサイクル法の開始により、家電 4 品目(テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン)は、市の処理品目から除外

平成13年	
5. 1 4	古屋敷埋立場の埋立終了届提出
8. 2 1	古屋敷埋立場の覆土工事
~10. 3 0	(宮川中学校グラウンド整備工事からの発生残土)
9. 2 0	一般廃棄物処分業の許可 丹野
平成14年	
2月	事業系のもやせるごみについて「出し方変更の説明会開催」2回
3. 3 1	クリーンセンターを廃止
	古屋敷埋立場を廃止
4. 1	もやせるごみについて、山形市へ処理委託開始(立谷川清掃工場)
	事業系のもやせるごみのうち生ごみ・剪定枝については丹野エコプラザでの処理に変更
	一般廃棄物を運搬し、処分を受ける場合の可燃性ごみの焼却処分手数料 10kgにつき150円(リレーセンターに搬入)
	一般廃棄物処理計画で定める本市以外の処理施設に搬入した可燃性ごみの焼却処分手数料 20kgにつき200円(山形市の清掃工場に搬入)
	資源回収ステーションをクリーンセンターからリレーセンターに移転 (新聞、雑誌、段ボール)
7. 3 0	立谷川リサイクルセンターで火災発生 (破碎系破碎物コンベヤよりも先側、建屋含む)
8. 1 5	立谷川リサイクルセンターの火災で破碎系が処理不能となったため、不燃ごみ(雑貨品、粗大ごみ)の排出自粛協力依頼のチラシ回覧
8. 2 6	雑貨品、粗大ごみを旧クリーンセンター内に一時保管開始
9. 1 9	一般廃棄物収集運搬業の許可 東北ハイメン
平成15年	
1. 2 0	立谷川リサイクルセンターの復旧工事が進んだことにより、旧クリーン
~2 4	センター内の一時保管物の搬出作業 上山環境保全センター
2. 1 4	一般廃棄物処分業の許可 ミツワ企業
4. 1	山形広域環境事務組合で共同処理する事務のし尿処理に上山市も加入し、山形市クリーンセンターが山形広域クリーンセンターとなり、事務組合の管理となる。
6. 1	布団が民間工場の引取中止で立谷川リサイクルセンターでの処理に移行
10. 1	家庭系パソコンのメーカー自主回収開始
12. 1	一般廃棄物収集運搬業の許可 アースリストア
平成16年	
4. 1	電気冷凍庫が家電リサイクル法によるリサイクル対象品に追加
	一般廃棄物収集運搬業の許可 タケカツ重機工業
6. 1 4	一般廃棄物収集運搬業の許可 グリーンリサイクル
8. 2 5	一般廃棄物収集運搬業の許可 村山運送

平成17年		
4.	1	もやせるごみの搬入先を「立谷川清掃工場」から「半郷清掃工場」に変更
平成18年		
1.	1	ごみ処理料金の改定
		リサイクルリレーセンターで受入れる不燃性ごみ 10kg 130円
		可燃性ごみ 10kg 200円
		山形市の施設へ搬入する可燃性ごみ 20kg 270円
3.	28	山形広域環境事務組合が建設する新清掃工場の建設用地が上山市柏木地内に決定する。
8.	10	上山市ごみ減量市民委員会発足
平成19年		
4.	26	電気式生ごみ処理機の購入補助を20,000円／台に変更
平成20年		
2.	8	上山市ごみ処理基本計画策定
2.	13	上山市ごみ減量市民委員会から市長にごみ減量のための提言書を提出
3.	31	汚泥浄化センターを廃止し、浄化槽汚泥は山形広域環境事務組合による共同処理に移行する
4.	1	一般廃棄物収集運搬業の許可 小山忠弘
6.	30	第2期上山市ごみ減量市民委員に14名を委嘱
9.	17	『ごみゼロかみのやま 市民行動宣言』が市議会で議決
10.	1	ごみゼロ宣言スタートアップ事業を始める
		◇ レジ袋無料配布中止（市内食品系量販店5社6店舗）
		◇ おさがりボックス設置（市内の幼稚園、保育園10ヶ所）
		◇ 生ごみ水切り器配布（市内全戸11,500世帯）
平成21年		
2月～3月		ごみ区分変更説明会 （市内全地区を対象に99回開催、5,645人参加 全世帯の50.6%）
3.	23	家庭系ごみの有料化等に関する条例改正が市議会で議決
4.	1	ごみの10分別スタート （古紙類、廃食油の集積所での収集、食品系プラスチックをもやせるごみに変更）
4.	23	電気式生ごみ処理機の購入補助を25,000円／台に変更
6.	1	し尿汲み取り料金の改定（上山清掃）
		①180ℓまで2,000円（税別）
		②180ℓを越える分18ℓにつき200円（税別）
平成22年		
2.	1	新ごみ袋販売店（上山市証紙売りさばき人）募集開始
4月～5月		ごみの有料化全地区説明会 （市内全地区を対象に100回開催、5,111人参加 全世帯の45.9%）
6.	1	新ごみ袋販売開始、旧ごみ袋と新ごみ袋の交換開始

平成 22 年	
6. 1 5	ごみの有料化開始をテレビ・ラジオでスポットコマーシャル
～ 7. 1 5	
6. 2 8	ごみ減量市民委員会（第 2 期）から市長に提言書提出
7. 1	ごみの有料化開始
	廃棄物処理手数料の改定（施設での受入れ分）
	可燃性ごみ・山形市の施設で受入れ分 2 0 kgにつき 3 2 0 円
	・リサイクルリレーセンター〃 1 0 kg 〃 2 4 0 円
	不燃性ごみ 〃 1 0 kg 〃 1 6 0 円
	水銀含有ごみ 1 kgにつき 2 5 0 円（変更なし）
8. 2 6	山形広域清掃工場建設予定地の土地取得が困難になったことから、柏木での 1 工場方式による建設は断念し、2 工場方式の工場を 2 市 2 町圏域内に建設する方針を山形広域環境事務組合管理者会議で決定
1 1. 1 6	山形広域清掃工場建設予定地として、上山市の大石蔭と山形市の立谷川を組合管理者会議で決定
1 1. 1 9	清掃工場建設に関わる住民説明会、先進施設の見学会を実施
～ 2. 2 5	・周辺住民説明会 6 地区 延べ 1 2 回 ・市内全地区説明会 1 0 会場 ・清掃工場見学会 2 回
平成 23 年	
1 1. 2 5	清掃工場建設地に立谷川を決定（2 工場のうち 1 箇所を組合管理者会議で決定）
平成 24 年	
2. 1 5	大石蔭での清掃工場建設を断念 （周辺住民から理解が得られず土地の取得が困難になったことから、大石蔭での建設を断念した。今後、2 市 2 町から候補地を推薦し、1 箇所を決定する。）
5. 9	清掃工場候補地検討委員会を設置 （上山市から候補地を推薦するため、市民の代表 1 2 名による委員会）
6. 1 2	清掃工場候補地検討委員会から上山市長に検討結果を報告
6. 1 5	上山市長から組合管理者に須刈田と川口を候補地として推薦 組合には 2 市 2 町から 1 4 箇所の候補地が推薦された。
6. 2 5	一般廃棄物処分業の許可 久遠の森
8. 2 2	組合管理者会議で、隔間場、川口、須刈田の 3 箇所を候補地に決定
9 月～ 1 1 月	3 候補地の周辺住民を対象に説明会、施設見学会等を実施
1 2. 6	清掃工場の建設地に川口を決定
1 2 月～	小型家電(28 品目)のピックアップ回収をリサイクルリレーセンターで実施
平成 25 年	
3. 5	上山市ごみ処理基本計画策定（計画期間：平成 25 年度～平成 34 年度）
4. 1	小型家電リサイクル法施行 リサイクルリレーセンターでのピックアップ回収を 5 0 品目に拡大
7. 1	小型家電引き受け事業（市役所窓口で 1 カ月間実施、パソコン等 47 品目）

平成26年		
5.	1	小型家電引き受け事業（市役所窓口で1カ月間実施、パソコン等16品目） （毎年5月と11月の窓口回収が恒例になる）
平成27年		
4.	1	半郷清掃工場が山形市から山形広域環境事務組合に移管される。 これにより、もやせるごみは、山形市への処理委託から事務組合の共同処理になる。
平成28年		
1.	15	一般廃棄物収集運搬業の許可 荒正
2.	17	エネルギー回収施設（川口）事業者決定
4.	26	電気式生ごみ処理機の購入補助を30,000円／台に変更
8.	4	エネルギー回収施設（川口）安全祈願祭
9.	2	エネルギー回収施設（川口）運営協議会設立
平成29年		
2.	22	エネルギー回収施設（立谷川）環境保全協定締結
10.	1	エネルギー回収施設（立谷川）本格稼働 流動床式ガス化溶融炉 150t／日（75t／日×2炉）
平成30年		
2.	1	ペットボトルラベル剥がし試行期間開始
4.	1	小型家電引き受け事業（市役所窓口回収を毎日実施）
5.	11	エネルギー回収施設（川口）環境保全協定締結
7.	1	ペットボトルラベル剥がし施行
8.	9	エネルギー回収施設（川口）試運転開始
12.	1	エネルギー回収施設（川口）本格稼働 流動床式ガス化溶融炉 150t／日（75t／日×2炉） 廃棄物処理手数料の改定（施設での受入れ分） （焼却・粗大）エネルギー回収施設で受入れ分 10kgにつき 140円 （不燃・粗大）立谷川リサイクルセンター ” ” 140円 （小動物の死体）エネルギー回収施設で受入れ分 1体 3,000円 リサイクルリレーセンターでの可燃性ごみ受入れ廃止。不燃性ごみは変更なし
令和元年		
8.	30	立谷川清掃工場 解体・撤去工事完了
12.	10	上山市ごみ処理基本計画の中間見直しを実施
12.	19	エネルギー回収施設（立谷川） 第2期工事着工
令和2年		
7.	30	半郷清掃工場解体・撤去工事着工
令和3年		
3.	17	エネルギー回収施設（立谷川） 第2期工事完了
7.	27	山形広域クリーンセンター改修工事着工

令和4年	
3.11	半郷清掃工場解体・撤去工事
5.27	元クリーンセンター等解体・撤去工事着工
令和5年	
10.1	ごみの分別区分を一部変更（雑貨品・小型廃家電類および埋立ごみの一部品目を、もやせるごみまたはプラスチック類に変更）
令和6年	
4.26	電気式生ごみ処理機の購入補助を店頭価格の1／2（上限50,000円／台）に変更